

建設工事の請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格の算出方法

輪島市が発注する建設工事の請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格の算出方法について、以下のとおり変更します。

改正内容

スクラップ処分益が計上されている場合の取扱いを追加

算出方法

《土木工事》

改正前	改正後
次に掲げる額の合計額 ・ 直接工事費 × 97% ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費 × 90% ・ 一般管理費等 × 68% ※上記合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算	次に掲げる額の合計額 <u>(スクラップ処分益が計上されている場合は、合計額からスクラップ処分益を控除した額)</u> ・ 直接工事費 × 97% ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費 × 90% ・ 一般管理費等 × 68% ※上記合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算

《建築工事及び設備その他工事》

改正前	改正後
次に掲げる額の合計額 ・ (直接工事費×90%) × 97% ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費+直接工事費×10%) × 90% ・ 一般管理費等 × 68% ※上記合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算	次に掲げる額の合計額 <u>(スクラップ処分益が計上されている場合は、合計額からスクラップ処分益を控除した額)</u> ・ (直接工事費×90%) × 97% ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費+直接工事費×10%) × 90% ・ 一般管理費等 × 68% ※上記合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算

適用日

令和7年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用